

令和7年第7回網走市教育委員会会議録

令和7年6月30日（月）午前9時30分 市庁舎4階会議室に招集した。

1. 出席者は次のとおりである。

教育委員 佐々木 砂宗 ・ 池田 真哲 ・ 鴻巣 知香子 ・ 新谷 正樹
教育長 木野村 寧

2. 会議の議案は、次のとおり。

議案第1号 網走市学校運営協議会委員の任命について【公開】【原案可決】

議案第2号 網走市学校保健委員会委員の委嘱について【公開】【原案可決】

議案第3号 網走市教育支援委員会委員の委嘱について【公開】【原案可決】

議案第4号 網走市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について【公開】
【原案可決】

議案第5号 網走市社会教育委員の委嘱について【公開】【原案可決】

議案第6号 網走市社会教育施設審議会委員の委嘱について【公開】【原案可決】

議案第7号 網走市運動公園再整備構想検討協議会委員の委嘱について【公開】
【原案可決】

3. 説明のため出席した者は、次のとおり。

学校教育部長	高 橋 善 彦
社会教育部長	伊 倉 直 樹
学校教育部次長	小 中 理 司
学校教育課長	里 見 達 也
学校教育課参事	中 野 敏 博
スポーツ課長	大 西 広 幸
スポーツ課参事	佐 藤 潤 一

4. 会議の書記は、次のとおり。

学校教育課庶務係長 北 村 正 人

5. 会議の署名委員は、次のとおり。

本日出席委員全員および教育長

木野村教育長 ただいまから令和7年第7回網走市教育委員会を開会いたします。
本日の出席委員は教育委員4名と教育長が出席しております。
本日の会議録署名委員の指名ですが、出席をされている委員全員と教育長といたします。

それでは、本日の議題に入ります。
議案第1号「網走市学校運営協議会委員の任命について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いします。

里見学校教育課長 議案書の1ページから2ページおよび教育委員会資料の1ページをご覧ください。
ただいまご上程をいただきました、議案第1号「網走市学校運営協議会委員の任命について」ご説明申し上げます。
この協議会は、網走市学校運営協議会規則に基づき、委員の任期を2年として設置をされているところでございますが、この度、議案書の2ページ、呼人地区学校運営協議会につきまして、委員構成のうち対象学校の児童または生徒の保護者への新年度交代に伴い、新たに委員を任命しようとするものであります。任期は前任者の残任期間である令和9年3月31日までとするものでございます。
以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

木野村教育長 ただいま議案第1号につきまして、提案理由の説明がございました。
ご質問のある方はご意見がありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「ありません。」と発言)

それではお諮りいたします。
議案第1号につきまして、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

(「ありません。」と発言)

異議なしと認めまして、原案のとおり決定させていただきます。
次に議案第2号「網走市学校保健委員会委員の委嘱について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

里見学校教育課長 議案書の3ページから4ページ、教育委員会資料の2ページをご覧ください。
ただいまご上程をいただきました、議案第2号「網走市学校保健委員会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。
この委員会は、各小中学校における学校保健に関しまして、記載の所掌事務を行うことを目的に設置をされております。委員構成につきましては、議案書に記載のとおりでございます。各所属団体等からの推薦により委嘱をしております。
この度、令和7年6月30日付けで全委員の任期が満了となりますことから、議案書の4ページに記載の委嘱予定者全16名につきまして、令和7年7月1日から令和9年6月30日までの任期で、新たに委嘱をしようとするものでございます。
以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

木野村教育長 ただいま議案第2号につきまして、提案理由の説明がございました。

ご質問あるいはご意見がございましたらお受けしたいと思います、いかがでしょうか。

(「ありません。」と発言)

それではお諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「ありません。」と発言)

異議なしと認めまして、原案のとおり決定させていただきます。

次に議案第3号「網走市教育支援委員会委員の委嘱について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

里見学校教育課長

議案書の5ページから6ページ、教育委員会資料の3ページをご覧ください。

ただいまご上程をいただきました、議案第3号「網走市教育支援委員会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

この委員会は、心身に障がいを持つ就学予定者および児童生徒の就学に対する学校教育法施行令第18条の2による専門的知識を有する者の意見を聞く場として、網走市附属機関条例第3条別表に基づき、記載のとおり在所掌事務を行うことを目的に設置をされております。

委員構成につきましては、議案書に記載のとおりでございます、各所属団体等からの推薦により委嘱をしております。

この度、令和7年6月30日付けで全委員の任期が満了となりますことから、議案書の6ページに記載の委嘱予定者全22名につきまして、令和7年7月1日から令和9年6月30日までの任期で、新たに委嘱をしようとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

木野村教育長

ただいま議案第3号につきまして、提案理由の説明がございました。

ご質問あるいはご意見がございましたらお受けしたいと思います、いかがでしょうか。

(「ありません。」と発言)

それではお諮りいたします。

議案第3号につきまして、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

(「ありません。」と発言)

異議なしと認めまして、原案のとおり決定させていただきます。

次に議案第4号「網走市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

里見学校教育課長

議案書の7ページから12ページと、教育委員会資料の4ページから9ページをご覧ください。

ただいまご上程をいただきました、議案第4号「網走市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

学校給食共同調理場運営委員会は、網走市学校給食共同調理場設置条例第5条の規定に基づき設置をされているものでございまして、所掌事務

につきましては、給食調理場の円滑な運営に関する重要な事項について審議を行うものでございます。

各委員につきましては、資料記載のとおり各所属団体からの推薦により委嘱をしているところでございます。

はじめに議案書の8ページをご覧ください。

向陽ヶ丘地区共同調理場についてでございますが、委員会資料4ページ、網掛けをされた委員6名につきましては、新年度の人事異動や所属団体の役員変更に伴い、新たに各所属団体から推薦のあった委員を委嘱しようとするものでございまして、委員の任期は前任者の残任期間であります令和8年5月31日までとするものでございます。

次に議案書の9ページ、桂ヶ丘地区共同調理場、続いて10ページ、南地区共同調理場、11ページ、西部地区共同調理場および12ページの潮見地区共同調理場につきましては、委員会資料の5ページから8ページにあります委員名簿のとおり、全委員が令和7年5月31日付けで任期満了となっております。

本来であれば、委員の任期満了日前に新たな委員の委嘱について教育委員会にご提案すべきところでございましたが、前回開催の教育委員会に提案が間に合っておりませんでしたことから、今回のご提案となったものでございます。

新たな委員の任期につきましては、令和7年7月1日から令和9年5月31日までとして委嘱をしようとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

木野村教育長

ただいま議案第4号につきまして、提案理由の説明がございました。ご質問あるいはご意見がございましたらお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「ありません。」と発言)

それではお諮りいたします。

議案第4号につきまして、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

(「ありません。」と発言)

異議なしと認めまして、原案のとおり決定させていただきます。

次に議案第5号「網走市社会教育委員の委嘱について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

伊倉社会教育部長

ただいまご上程をいただきました、議案第5号「網走市社会教育委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

議案書の13ページから14ページ、議案資料の9ページをご覧ください。本件は、現委員の任期が本日6月30日をもって任期満了となりますことから、新たに委員の委嘱をしようとするものでございます。

新たな委員の任期につきましては、令和7年7月1日から令和9年6月30日までの2年間とし、委嘱予定者は議案書14ページに記載のとおり、現委員から再任の6名と、今回新たに委嘱しようとする者4名、合わせて10名でございます。

社会教育委員は、網走市社会教育委員設置条例に基づき教育委員会が設置するものであり、委員の所掌事項は記載のとおりでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

木野村教育長

ただいま議案第5号につきまして、提案理由の説明がございました。
ご質問あるいはご意見がございましたらお受けしたいと思います
すが、いかがでしょうか。

(「ありません。」と発言)

それではお諮りいたします。

議案第5号につきまして、原案のとおり決定することに異議はござい
ませんか。

(「ありません。」と発言)

異議なしと認めまして、原案のとおり決定させていただきます。

次に議案第6号「網走市社会教育施設審議会委員の委嘱について」を上
程いたしますので、事務局からの説明をお願いいたします。

伊倉社会教育部長

ただいまご上程をいただきました、議案第6号「網走市社会教育施設審
議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

議案書の15ページから16ページ、議案資料の10ページをご覧ください。
社会教育施設審議会委員は、網走市附属機関条例の規定に基づき教育委
員会が委嘱するもので、所掌事項は議案書16ページの1に記載のとおり
でございます。

定数15名中、欠員の生じました1名の委嘱についてご審議をお願いする
ものでございます。

委嘱予定者につきましては、今回、社会教育関係者として、「網走市父
母と先生の会連合会」より推薦のありました加藤ゆかり氏を、前任者の
残任期間である令和8年8月31日まで委嘱しようとするものでございま
す。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

木野村教育長

ただいま議案第6号につきまして、提案理由の説明がございました。
ご質問あるいはご意見がございましたらお受けしたいと思います
すが、いかがでしょうか。

(「ありません。」と発言)

それではお諮りいたします。

議案第6号につきまして、原案のとおり決定することに異議はござい
ませんか。

(「ありません。」と発言)

異議なしと認めまして、原案のとおり決定させていただきます。

次に議案第7号「網走運動公園再整備構想検討協議会委員の委嘱につい
て」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

佐藤スポーツ課参事

ただいまご上程いただきました、議案第7号「網走運動公園再整備構想
検討協議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。議案書17ペー
ジ、18ページをご覧ください。

網走運動公園再整備構想検討協議会委員は、網走運動公園再整備構想検
討協議会設置要綱に基づき教育委員会が委嘱するもので、所掌事項につ

きましては、基本構想策定に関する事項、その他、網走運動公園の再整備に関し必要な事項について協議および検討することとされております。

委員構成につきましては、スポーツ、健康、福祉、商工、地域、野球に関わる各団体からの推薦者8名と、市民公募による者2名の10名を委員に委嘱しようとするもので、議案書18ページに記載のとおりでございます。

任期は基本構想策定の日までとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

木野村教育長

ただいま議案第7号につきまして、提案理由の説明がございました。ご質問あるいはご意見がございましたらお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「ありません。」と発言)

それではお諮りいたします。

議案第7号につきまして、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

(「ありません。」と発言)

異議なしと認めまして、原案のとおり決定させていただきます。

以上で本日の案件につきましては全て終了いたしました。その他、案件以外でなにかございますか。

(「ありません。」と発言)

それでは、以上をもちまして本日の教育委員会を閉会させていただきます。お疲れ様でした。

【午前9時46分 閉会】